

令和2年3月（同年10月1日施行）に

大阪市景観計画

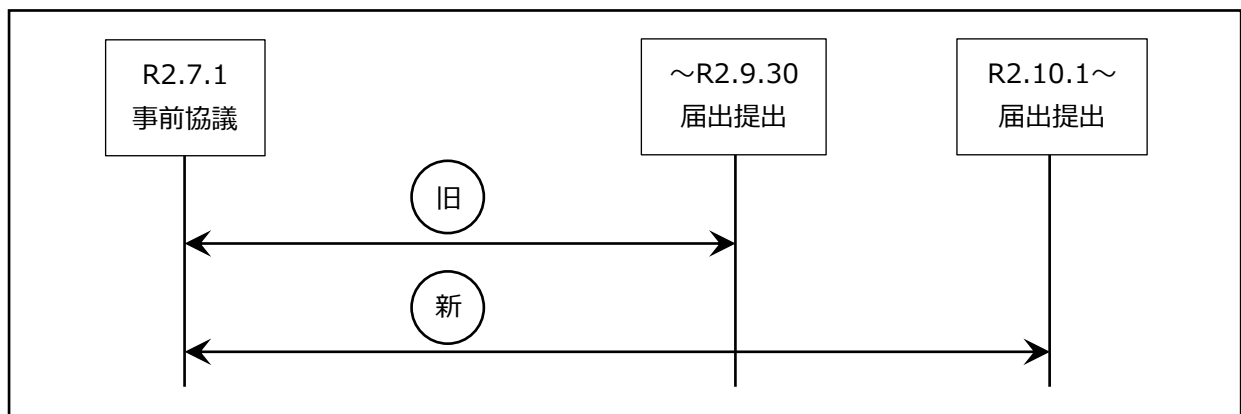
が変わりました

大阪市では、令和2年3月に大阪市景観計画を変更し、令和2年10月1日から施行します。

今回の変更は、大阪らしい眺望景観及び夜間景観の形成に向けた提言（大阪市都市景観委員会、平成31年3月29日）を受けて実施するものです。

景観計画区域内において建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、景観計画に定める景観形成方針及び景観形成基準に適合する必要がありますので、ご注意ください。

※ 令和2年10月1日以降に、景観法第16条第1項の規定により届出を行うおとす場合、今回変更した大阪市景観計画に定める景観形成方針及び景観形成基準に適合する必要があります。（下記参照）



◆お問い合わせ

都市計画局 計画部 都市計画課（都市景観担当）電話 06-6208-7887

◇詳細については、大阪市ホームページにてご参照いただけます。

「大阪市景観計画の変更について」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000498760.html>

「景観計画に基づく建築物・工作物の事前協議・届出について」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000413447.html>